

第三十八回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第三十五号

昭和三十六年四月二十七日(木曜日)
午後零時三十分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事秋山 利恭君 理事大野 一郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 賢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

金子 岩三君 川村善八郎君

小枝 一雄君 田邊 國男君

館林三喜男君 谷垣 專一君

中馬 辰猪君 綱島 正興君

寺島隆太郎君 内藤 隆君

中山 榮一君 野原 正勝君

福永 一臣君 藤田 義光君

本名 武君 松浦 東介君

森田重次郎君 八木 徹雄君

足鹿 覺君 片島 港君

北山 愛郎君 東海林 稔君

中澤 茂一君 橋崎弥之助君

西村 関一君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稜人君

玉置 一徳君

出席國務大臣

大藏大臣 水田三喜男君

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

大藏事務官 石原 周夫君

(主計局長) 佐藤 一郎君

大藏事務官 石野 信一君

(銀行局長) 八田 貞義君

農林政務次官 井原 岸高君

農林事務官 大澤 融君

(大臣官房審議官) 坂村 吉正君

農林事務官 齋藤 誠君

(農林經濟局長) 安田善一郎君

(振興局長) 須賀 賢二君

農林事務官 山崎 齊君

(畜産局長) 須賀 賢二君

食糧庁長官 須賀 賢二君

林野庁長官 山崎 齊君

委員外の出席者

大藏事務官 相澤 英之君

(主計官) 吉田 信邦君

大藏事務官 吉田 信邦君

(理財局長) 橋口 収君

大藏事務官 橋口 収君

(銀行局特別金 橋口 収君

融課長) 博君

專門員 岩隈 博君

四月二十七日

委員松浦東介君辭任につき、その補欠として森清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員森清君辭任につき、その補欠として松浦東介君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十六日

肥料取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七一号)(參議院送付)同日

大蔵、探麦の管理制度撤廃反対に関する請願(青木正君紹介)(第三〇五三号)

麦対策に関する請願(久保三郎君紹介)

介)(第三〇五四号)

同(片島港君紹介)(第三三二〇号)

公有林野等官行造林地の森林開発公団に移管反対に関する請願外七十六件(西村力弥君紹介)(第三〇五五号)

同外七百六十六件(芳賀賢君紹介)(第三一二一〇号)

同外六件(石山權作君紹介)(第三一八〇号)

同外六件(石山權作君紹介)(第三一五〇号)

同外百八十六件(角屋堅次郎君紹介)(第三二五二一〇号)

同外四十六件(下平正一君紹介)(第三二五二二〇号)

同外四百六十六件(中澤茂一君紹介)(第三二五三三〇号)

同外百二十九件(西村力弥君紹介)(第三二五三四〇号)

同外五十九件(二宮武夫君紹介)(第三二五五五〇号)

同外八百三十九件(芳賀賢君紹介)(第三二五六六〇号)

同外二百五十七件(原茂君紹介)(第三二五七七〇号)

同外三百八十八件(角屋堅次郎君紹介)(第三三三二四〇号)

同外十六件(佐々木更三君紹介)(第三三三二五〇号)

同外七十七件(原茂君紹介)(第三三三二六〇号)

農業基本法案(内閣提出)反対に関する請願外一件(石田有全君紹介)(第三三〇五六号)

同(片島港君紹介)(第三二四九号)

大豆価格及び豆腐業安定に関する請願外四百三十七件(天野公義君紹介)(第三〇五七〇号)

同外二百七十九件(宇都宮徳馬君紹介)(第三〇五八〇号)

同外七十一件(賀屋興宣君紹介)(第三〇五九〇号)

同外四十三件(鈴木仙八君紹介)(第三〇六〇〇号)

同外四十六件(田中榮一君紹介)(第三〇六一〇号)

同外百三十九件(中村梅吉君紹介)(第三〇六二〇号)

同外九十件(濱野清吾君紹介)(第三〇六三〇号)

同外四百十八件(林博君紹介)(第三〇六四〇号)

同外二百六十六件(福田篤泰君紹介)(第三〇六五〇号)

同外二百四十二件(安井誠一郎君紹介)(第三〇六六〇号)

同外五十件(日井莊一君紹介)(第三〇六七〇号)

同外百九十六件(内田常雄君紹介)(第三〇六八〇号)

同外七十二件(遠藤三郎君紹介)(第三〇六九〇号)

同外三百四十六件(岡崎英城君紹介)(第三〇七〇〇号)

同外七十四件(賀屋興宣君紹介)(第三〇七一〇号)

同外八十二件(川島正次郎君紹介)(第三〇七二〇号)

同外四十二件(神田博君紹介)(第三〇七三〇号)

同外二件(佐藤虎次郎君紹介)(第三一二九〇号)

同外七十五件(島村一郎君紹介)(第三一三〇〇号)

同外三十九件(高見三郎君紹介)(第三一三一一〇号)

同外二百件(中村梅吉君紹介)(第三一三一二〇号)

同外七十件(橋本登美三郎君紹介)(第三一三二三〇号)

同外六件(日井莊一君紹介)(第三一八二〇号)

同(内田常雄君紹介)(第三二四七〇号)

同外十四件(福田篤泰君紹介)(第三二四八〇号)

農業協同組合合併助成法案に関する請願(木村俊夫君紹介)(第三二八一〇号)

農業災害補償制度改正に関する請願(有田喜一君紹介)(第三二九一〇号)

同(川野芳満君外三名紹介)(第三二九二〇号)

同(小枝一雄君紹介)(第三二九三〇号)

同(原健三郎君紹介)(第三二九四〇号)

同(増田甲子七君紹介)(第三二九五〇号)

同外八件(八木徹雄君紹介)(第三二二七〇号)

酪農経営安定策確立に関する請願(下平正一君紹介)(第三三二二一〇号)

農業振興策の確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三三二二二〇号)

農業基本政策の確立に関する請願(鈴木善幸君紹介)(第三三二三〇号)

は本委員会に委託された。

本日の会議に付した案件

農業基本法案（内閣提出第四号）
農業基本法案（北山愛郎君外十一名提出、衆法第二号）

○坂田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業基本法案及び北山愛郎君外十一名提出、農業基本法案を一括議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。中澤茂一君。

○中澤委員 大臣にお伺いしますが、この基本法案は、公聴会公述人の意見を聞きましても、自民党推薦の公述人の意見の中にも、やはり、こうしてもらいたい、また、この中に幾つかの修正的意見があるのはこういう点に農民に不安や動揺があるのだというような点が幾多指摘されたわけでありまして、そういう点について、政府でも、この法案を農民のためにより一歩よいものにして通すという、そういうお考えはあるのかないのか、どこまでも今の原案のままでこれは強行採決でもするということをお考えなのか、その一点を一つ冒頭に明らかにしていただきたいと思ひます。

○周東国務大臣 私は、農業基本法案をずいぶん長い間かかって研究をし、そうして法案の制定を見たのであります。十分に農業者の将来の利益に関することを考えて出しているつもりであります。御指摘のように、公聴会その他においていろいろ意見の出たことも承知しておりますが、大体においてこ

れは早く通してくれという意見が多い。しかも、その要望されている事項というものは、基本法という法律それ自体に待たなくとも、その基本法に基づいて出さるべき関連法案においても盛り込まれるべき事項に関する要望が多いのであります。私どもは、この基本法というものは、このまゝの姿において、あくまでも農業基本法として基本を示すものであり、それに基づいて今後関連法案、関連の制度、関連の予算措置、金融措置というもののついてそれぞれ法律制度を必要とするのでありまして、その方面に関する要望を満たすというところでやっていると考えておりますから、特に今日法律そのものを修正する必要はないと思つております。

○中澤委員 しかし、いずれこれはあとで逐条審議の場合に問題を逐条ごとに明らかにしていけば、はたしてこの基本法の文章でいかなる関連法案を出すのか、いかなる財政措置を講ずるのか、こういうことは明らかになつてくると思ふのであります。昨日の基本問題調査会長の東畑さんの御意見は、あなたもずっと聞いていらした。しかし、その中にも、湯山君の取り上げた生産性の問題一つにしても何かはつきりしない。基本問題調査会がこれを二カ年かけて作りながらも、その調査会長からはつきり生産性という問題の定義さえ出てこない。そういうふうに、少なくとも法案の整備において非常に問題が残つていると思ふ。それならば、お互いにはんとどうに日本農業の二十年、三十年先の将来の方向を決定するといふ重大な法案であるから、やはり、もっと虚心坦懐に政府も一わ

れわれも政府案のいいところはいいとして認めているのだから、やはり社会党のいいところはいいところとしてこの際取り入れて、そうして日本の農業の百年の大計をここで立てるといふことが私は必要だと思ふ。そういうことは、一応党派とかそういうことではなく、この窮状にある日本の農民を将来救つていくその基本であるためには、もっと柔軟性のある態度で臨むべきではないか、こう私は考えているのです。どうでしょうか。

○周東国務大臣 お話の点は、御意見として私も傾聴いたします。しかし、あくまでも、私は、日本の農民の要望、また社会党のいろいろのお話も、これは関連法案制定の内容をどうするかという問題にかかってくるのであって、この基本法それ自体に手を加えるくてもいいかと考えます。

ただいま東畑教授の問題が御指摘がありました。私も聞いておりました。が、これも、生産性については、本法に言うこの生産性は大体労働に関し一人当たりの生産高、生産性をさす、しかし、それは、土地の生産性あるいは進んでは資本の効率性、生産性といふこともあるし、投下した資本がいかに最も有効に使えるか、また土地についても面積で割った生産性というものもあるし、総額を割った反収の生産性もあるといふことで、それによつていろいろ違ふが、問題としてこの根本には労働の生産性をさしているといふように答弁されたことと私は聞いております。

○中澤委員 だから、その生産性というものは、労働に対する生産性であるといふような東畑さんの御意見も確かに

ありました。しかし、農業自体の生産性というものと労働の生産性というものは、そこにはやはりはっきりしたものを示さなければいけないのではないかと。生産性という言葉はこの法案の中に五カ所くらい使つておる。それならば、その五カ所くらい重要な個所に使つてある生産性というものの内容を、いまいち農民の前に政府として明らかにすべきではないか、そう私は考えるのであります。この法案の中にあるそういう基本的な重大な点は、明らかに政府の考え方として、調査会の東畑さんの話やなくて、提案者の政府として、労働の生産性ならこれが労働の生産性であるといふふうにはっきり定義づけるべきである、そう考えるのです。

○周東国務大臣 その点につきましては、第一、この生産性につきましても、きのうの東畑さんのあの御答弁を待つまでもなく、速記録をお調べになつておわかりになるように、従来から農業就業人口一人当たりの生産性を高めることが今後の日本の農業に課せられた重要な点であるといふことを御答弁申し上げたわけでありまして、はつきりとしたしております。

○中澤委員 では、生産性を高める具体的な施策はどういうものをお考えになつておりますか。

○周東国務大臣 第一に、今日における農業労働人口の他産業への流通移動の姿を率直に認め、しかも、その動きに対して、効率的に動き得るように、その職場のあつせん、また、技術なりあるいは職業の訓練をしつ、よりよき職場に行けるような方途を講ずるといふことも一つの考えであります。そ

うすることによつて、従来過小の耕地に対して過剰の労働が投下されておつて一人当たりの生産性が低いといふことを高める意味においても、その自然に置いておる状態を改善することが必要である、こういうことで法律の中にも労働の移動に関連しまして職業の問題を考えておる。同時にまた、同じく就業人口そのものに対する問題は、土地あるいは一人当たりの生産性をより高く高めるためにおいても、高度の機械、技術の導入、あるいは機械化といふ問題も当然考えられておるわけであります。

○中澤委員 では、一体基本法の目的というものはどこにあるのでしょうか。生産性を高める、今のよう労働移動をやる、そうすると、基本法そのものの目的というものは生産性を高めることとるへ重点があるのが、どこに重点があるのでしょうか。

○周東国務大臣 それは、第一条に書いてありますように、生産性を高め、そして農業従事者の生活水準を他産業の従事者に比較して均衡を得せしめるといふ、二つございます。

○中澤委員 他産業と均衡をさせる、他産業とは一体何をさしているのですか。

○周東国務大臣 これはいろいろの場合があるので一律には言えないと私は思ひますが、農業と他の自営産業との間における生活水準を均衡せしめるといふ問題もあるし、また、農業関係におきましても、大農と小農とどういふふうに関係を得せしめるかといふ問題があります。また、ただ単に労働者の関係において都市の勤労者ととの間における均衡といふことを考えましたり、

それらのあらゆる面がありますが、その中の社会的・経済的な見地から見ての妥当性というものはおのずからできるのであって、私は、これは一体どれと均衡せしめるかと一律に言うべきじゃないと思います。

○中澤委員 それは全然目標がないという事です。労働者との均衡を保たせるのも、他産業と申しても広うございまして、たとえば鉄鋼のような三万ベースを持つておる他産業もあれば、農村から出て今中小企業で、北山君の言つたようにわずか三千円の給与をもらつておる他産業もある。どの他産業を目標としておるのか、それが明らかにならぬと、的のないところに鉄砲を撃つておるようなものでね。やはり、的を明らかにする。たとえば米価で言つても、問題になるところの、労働賃金をどれにとるかという問題と同じことになる。基本法というものは一つの目標を持つて他産業と均衡を保たせるのだということがなければ、これは全然的にないという結論になる。その点はどうですか。

○周東国務大臣 私は、その的ははっきりしておるのである。いろいろ地域的、地方的に違つてくる。それは、都市の周辺における農業者の場合は、おのずからその農業者の生活状態というものがあつて、それと都市近郊に住んでおる労働者との間において均衡を得せしめるということになります。しかし、同じく農村地帯においても、他産業の労働者と均衡をとるということにおいては、おのずから社会的に見てその地方における関係も比較しつづいていくことが一つの妥当性を帯びたものになると考えます。その点あなた

のおつしやるのは、一本にならぬものを一本にせよということであつて、むしろ社会的・経済的地位の妥当性を見つづけるおののいろいろな場面があるということ、先ほど申したように、そのおのの場面に相当してこれが目標を規定するべきだと思ひます。

○中澤委員 どうもおかしいですね。基本法というものは地域経済開発法じゃないのです。地域経済開発法なら、これは低地域だからこの低地域をどう処理してこま上げていくということとは言えます。しかし、基本法というものは日本の農民全体に及ぶ法律であつて、東北の農民はその東北の経済の実情に応じていく、それではこれは基本法と言えないじゃないですか。

○周東国務大臣 その点は、私は、基本法であるがゆえにはつきりしてゐると思ふ。そういう各般の事情を考慮しつつ全国的な平均というものをとる場合もありましようが、大体全国的な基礎の上に立つて、そうして地域的な事情も考慮し、そうしてその地域々々においてはどういうふうな対象を求めてそれと比較せしめるかというところは、基本法から言えます。これがむしろ個別的な法律であれば、地方別の振興法ならば地方別に書く。しかし、農業というものは全体として見てそれと一本に他の産業と均衡せしめるかということにはならぬと思ひます。

○中澤委員 その議論はますますおかしくなつてくるんですよ。一つの施策を立てる、たとえば一例で価格政策を取り上げて見ても、地域によつてみな違ふ、そういうばかき基本法というものは私はないと思ひます。全日本の

農民に適用されるものであればこそ基本法なんですよ。その地域々々によつて目標が違ふのだとすれば、東北は東北で、政府の言われる自立農家の百万というのはいくらでもない、東北というのはいくらも低いんだから五十万でいいのだ、九州へ行けば同じく七十万でいいのだ、そういうことでは目標の的というものは全然ないじゃないですか。目標の的をつけることが基本法なんです。そうすると、やはり他産業の対象というものが明らかにならぬと、その他産業を対象にしてこままでの政策努力を続けるということではなれば、これは意味がないでしょう。それではやはり私の言つたように地域経済法みたいなもので、基本法ではないと思ふ。

○周東国務大臣 その点は私と見解を異にします。ことに、あなたは今価格問題をとりましました。私もそれとつてお答えいたします。価格については、私は、それではいかなる地域においても生産費なり生産事情は同じだとは思ひません。また、作物によつて違ひましよう。そういう面は、その地域における生産事情あるいは経済事情というものを合わせて、生産されたものがその地域においていかなる価格を維持されておるか、さらに、それを下回つて損をさせないよう、ある価格の支持をするならばその方法によつてきめる。これは全国一本にきめられるものじゃない。しかし、基本法というものは、そういうふうないろいろな場合があるにしても、とにかく、生産事情なり、資金事情、経済情勢を参酌して、そうしてそれらのものに具体的にどういふふうな物価支持政策をとるか

ということをやらんと書いてある。これは何も一本にせいというところは一つも書いてない。しかしながら、常に生産あるいは価格支持政策についてはこういう場合を考慮してそれぞれの場合に考えろ、こういうことを書いてある。私は、その基本が書いてあれば、その基本の応用というものはそれぞれ地域で違ふ、こう思ふのです。

○中澤委員 そうすると、この基本法というものは、ある地域においてはこうだが、ある地域においてはこうだ、要するに、生産性ということがどういう程度かまだよくわかりませんが、それを上げて所得増大をはかつていく。そうすると、地域別にみな違ふのです。

○周東国務大臣 とにかく、第一条に書いてありますのは、生産性の向上と生活水準の均衡という事であります。もし日本全国一律に同じ生活水準で営んでおるとすれば、それは均衡するということとは言へましよう。しかし、それはおのおのの地域、産業によつても違ふ。あなたの御指圖の通り、鉄鋼業者という非常に大きな仕事をしているものの従事者の生活、あるいは他の地方における他の産業に従事している者、あるいは農村地帯におけるそれぞれの工場等において従事している者、この間に生活水準がみな違つています。しかし、少なくとも、それ以下に落ちておるような形、それにおかれておるような形は引き上げていかなければならぬ。私は、全体の日本人の生活水準ができるだけ高度に成長することを望みます。しかし、それは一ぺんにいかなない。やはり、生活水準というものは、その地域々々において

はそれで満足されている状態である場合がある。しかし、その後さらに経済が成長するにつれて人間の生活水準は上がつていくのであつて、現在の水準に對して比較均衡せしめるということ以外に、これが伸びていくことに對しても比較均衡せしめるという努力は続けていかなければならぬけれども、そのことは全国一律にいくことではない。しかし、少なくともそれぞれの面を考へつつ他産業に従事する者の生活水準と均衡せしめていくというのでありますから、私は基本法はこれで十分だと思ひます。

○中澤委員 ますますわからなくなつてきた。他産業と生活水準というものは、どつちも目標がないんでしよう。生活水準というのは何のことを言うのですか。

○周東国務大臣 生活水準というのは、人間が生活するのに必要なところからあつて要素が入つております。その中の一つの大きな問題は所得の問題があるでしよう。しかし、所得だけではなくて、その生活しておる地方における環境というものを同じように均衡せしめることが必要だと思ひます。しかし、そのことは所得とは別だ。所得というものは生活の水準を上げる一つの重要な要素にはなりません。しかし、所得だけではなくて、環境というものが、すなわち、その地方その地域における共通の問題、あるいは電灯のないところ、電灯をつける、あるいは上下水道をどうするとか、あるいは交通機関をどうするとか、これは所得の問題とは関係なく、別にその地域でそれが上昇していくというものは生活水準が上がることであります。そういうものを含めて生活

水準と言ふのだと思ひます。

○中澤委員 とにかく、それはどう考へても納得いきません。これはだれが考へても納得いかぬ。他産業の目標がなくて、そこへばく然と生活水準というものが出来た。そうすると、生活水準も何だか目標がない。その付近でいいと思ふような生活、他産業の目標、——たとえばさっきの生産性の問題をとり上げてみましょう。生産性の向上というものが労働所得の生産性の向上だと一応この法案で定義した場合、しからば労働生産性の向上というものは他産業のどれの労働生産を目標にするかということが明らかになつてこない、的がちつともわからぬのです。そう思ひませんか。だから、農業労働生産性の向上をやるんだ、こういうのをきちつと立てておいて、この的というものは労働生産性の向上だから、たとえば米価のときに、全規模労働賃金は農協の要求する五人以上の平均労働賃金、全日農の要求する三十人の労働平均賃金とか、要するにそういう一つの目標というものがあつて、その目標に対しての所得増大をはかつていくから生活水準が向上していくのだ、これならば納得いくんですよ。ところが、目標がなく、生活水準というものはその近所の普通のところで、それで生活水準が上がるのだ、そういう考え方は、ますますこれは混乱してくるじゃないですか。

○周東国務大臣 私は、あなたの言うように何もかもわからないとおっしゃるのとはわからない。他産業との比較において農業関係が生産性が高いとあなたはお考へになりますか。他産業は従事者の数が比較的少なく、よけいな生

産を上げてゐる。そうすると、一人当たりの労働生産性がよほど高い。日本のように過小な耕地面積において過剰な労働投資があつて多数の人が就業してゐて、しかも生産額は比較的に見て低いでしょう。これは一人当たりの生産性は高いと言われますか。低いでしょう。他の産業全般と比較して均衡を得させようということであつて、私は、そういう意味において、わからないというのとはわからない。現在においてはだれが見ても他産業における生産性のほうが高く、農業の生産性は低いでしょう。これを均衡を得させようというこゝとは、私ははっきりしてゐると思ひます。

○中澤委員 だから、低くから上げるということに反対してゐるのじゃないのですよ。上げることは賛成なんだから、どの他産業を目標にするのだというのを聞いてゐるんですよ。中小企業だつて他産業だし、五千円か六千円でもつて農村から吐き出されて、八百屋の小僧さんや魚屋の番頭さんになつてゐるのも他産業ですよ。そういうものを目標にするのか、どの産業を目標にしてやるのか、それがちつとも明らかにならぬで、見解の相違だと言ふ。そして、そこへ生活水準が出てきたから、ますますわからなくなつてきた。これはわかるという人は私はいないと思ふ。だから、他産業の目標を私は聞いてゐるんですよ。今言ふ労働生産性の向上だというならそれでいいですよ。生産性の向上は労働生産性の向上、そういうふうな定義づけるなら、労働生産性の向上によつて他産業との均衡を得せしめるんだということになる。そうなれば、労働賃金というものは、どの産業を目安にするかは別として、その賃金が農産物価格の中に織り込んで入るということが価格政策の基本になつてくるわけですね。だから、その目標が全然明らかにならぬというのはおかしいじゃないですか。だから、政府の御答弁が、終始一貫して労働生産性の向上に対して他産業の労働生産性を目標にした賃金を目当てにして生活水準を向上させていこう、そういうことならば納得します。だから、目標を明らかにしていただければいいのです。

○周東国務大臣 それは私は先ほどお答へしてあります。どの産業、他の関係における労働生産性というのは一本にはきめられぬ。それは、あなた方御承知のように、たとえば米価決定の際において、一体その中に投ぜられる自家労働というものをどの労働賃金と比較するかという点については、まだ確定した方向はきまつていない。これは全国の製造業者の平均賃金なのか、六大都市なのかどうか、あるいは三十人未満の工場を含むのか、それらを除くのかという点はきまつていない。だから、その点は、それぞれの場合にそれぞれ生産性に対して比較をし、その地域で比較をしていっていいんじゃないか。これを全国一本にどの産業とどうだというわけには私はいかないと思ふ。

それから、もう一つ、絶えず問題になります。生活水準ということの特に所得の均衡と書かなかつたゆゑんは、これは、所得が生活における大きな部分を占めるけれども、生活それ自体は、単に所得だけでなくて、その者の置かれてゐる地域においての環境、たとえば公共施設等々についての不便があるということ、消極的にその人の生活の程度が違つてくる。生活水準ということの中には、所得の比較だけでなく、その所得というものにプラスした問題があつて、それぞれの地域においてそれは考えられる、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○中澤委員 いやいや、それは大臣、休憩になるから最後に……。いまちよつとあなたを勉強してもらわなければいかぬよ。生活水準という言葉あなたにはわかつてゐないでしょう。生活水準というのは、これは一つの科学的データによる水準なんです。水準というのとは何ですか、水準というのとは、所得によるところの生活水準というのとは、いろいろな格差はあります。しかし、その水準は、低い水準か高い水準かといつても水準なんです。まあ、そういうことで、いまだ少し大臣に勉強してもらわぬと、これじやとても話になりませんから、勉強の時間を与えるために暫時質問を保留します。

○坂田委員長 午後四時より再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時三十三分休憩

午後七時四十八分開議
○坂田委員長 午前に引き続き会議を開きます。
〔発言する者、離席する者多く、議場騒然、聴取不能〕
〔委員長退席〕

午後七時五十一分

〔参照〕
農業基本法案(内閣提出第四四号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕